

# 多目的運動場（平和の森公園を除く）団体利用について

## 施設概要

### 1. 施設一覧

施設名		住所	利用当日連絡先 (管理人直通)	備考
区直営	南台いちょう公園 多目的運動場 (2,799㎡)	南台1-15	070-6566-9962	バット使用不可
	本五ふれあい公園 多目的運動場 (4,393㎡)	本町5-28		中学生以下団体のみバット使用可
	白鷺せせらぎ公園 多目的運動場 (4,533㎡)	白鷺1-4	090-6548-4294	
指定管理導入施設	平和の森公園 多目的運動広場 (6,903㎡)	新井3-37	<u>指定管理者制度を導入しているため本案内の内容と運用が異なります。詳細は指定管理者HPをご覧ください。</u>	

### 2. 利用可能時間

利用可能時間	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時
	水曜・土曜は原則個人利用時間 6月～8月のみ5コマ目使用可				

※12月29日～1月3日は休場

1. 団体登録申請

2. 抽選・先着申込

3. 利用料支払

4. 利用

## 1. 団体登録申請

施設予約システムまたは区役所本庁舎の窓口にて登録手続きが可能です。

### (1) 登録要件

団体区分	登録要件	抽選申込の時期
優先団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者が 18 歳以上</li> <li>・構成員が 10 人以上</li> <li>・構成員全員が中野区に在住・在学・在勤</li> </ul>	利用月の <u>3 か月前及び 2 か月前</u> <u>(1日～9日)</u>
一般団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者が 18 歳以上</li> <li>・構成員が 10 人以上</li> </ul>	利用月の <u>2 か月前</u> <u>(1日～9日)</u>

### (2) 利用料減額要件及び利用料

	減額要件	減額率	1 コマあたり利用料
通常	—	—	2,900 円
中学生以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先団体であること</li> <li>・代表者・連絡担当者を除く構成員全員が中学生以下</li> </ul>	7 割減額	870 円
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先団体であること</li> <li>・構成員全員が 60 歳以上であること</li> </ul>	5 割減額	1450 円

### (3) 登録方法

	施設予約システム	中野区役所 9 階窓口
登録手順	①施設予約システムにて利用者登録事前入力 ※本人認証をする構成員 10 人分の氏名、電話番号、メールアドレスの入力が必要 ②TRUSTDOC（本人認証システム）にて本人確認資料及び学生証・在勤証明書等の提出 ③LoGo フォームにて団体名簿の提出（本人認証を行った 10 人を含む全員分）	窓口にて下記資料を提出。
提出資料	上記のとおり、システム内で必要資料を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者登録申請書</li> <li>■団体名簿（全員分）                              ※本人認証を行った 10 人含む利用者全員分を記載</li> <li>■10 人分の構成員の本人確認書類                              ※住所、氏名、生年月日がわかるもの                              ※写真データや写しの提示でも可</li> <li>■学生証、在勤証明書等                              ※優先団体での登録を希望し、区外に居住し、在勤・在学の方がいる場合のみ必要</li> </ul>

#### (4) 施設予約システムについて

施設予約システムの操作方法等の詳細については区HPよりご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/sisetuyoyaku/sisetuyoyakusystem.html>



#### (5) 登録時の注意事項

##### ①利用可能種目

少年軟式野球、少年サッカー、ソフトボール、フットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフ、タッチラグビー、フラッグフットボール、アルティメット等

※一般的な少年サッカー用のコート1面分が使用可能です。

※その他種目を利用目的として登録を希望する場合は管理者までご相談ください。

##### ②構成員の重複不可

多目的運動場（平和の森公園除く）の申込許可グループに登録している他団体で、団体登録済の代表者及び構成員は登録要件の10人には含みません。重複があり、登録要件を満たさない場合は追加で構成員の本人認証をお願いする場合があります。

##### ③構成員の考え方

団体名簿記載の構成員で利用するのが前提であり、実際には利用しない人を構成員として登録することはできません。

##### ④営利目的での登録について

営利目的の利用での登録はできません。

##### ⑤部活動等での利用について

学校等の授業、部活動による利用を目的とした団体登録はできません。

##### ⑥登録の取り消しについて

登録の申請にあたり虚偽の事実を記載していたことが判明したときや、団体登録の要件に該当しなくなったとき、その他区が必要と認めた場合は団体登録を取り消す場合があります。

##### ⑦本人確認書類について

提出可能な本人確認書類	備考
マイナンバーカード(表面のみ)	
運転免許証(表裏)	
運転経歴証明書(表裏)	
健康保険資格確認書(表裏)	裏面に住所を記入してください <b>健康保険被保険者証は不可</b>
パスポート	住所が確認できるもののみ可 顔写真貼付面・所持人記入欄
在留カード(表裏)	
特別永住者証明書(表裏)	

※施設予約システムではコピーした書類のアップロードは認めていません。

原本を撮影したものをアップロードしてください。

コピーの使用を希望する場合は窓口にて提示してください。

## 2. 抽選・先着申込

施設予約システムから抽選及び先着申込を行ってください。

### (1) 抽選・先着申込の流れ



### (2) スケジュールおよびコマ数上限

	第1回抽選 (優先団体)	第2回抽選 (優先・一般団体)	先着申込 (優先・一般団体)	コマ数上限の撤廃
スケジュール ※利用月から数えて	3か月前の1~9日	2か月前の1~9日	2か月前の25日 ~ 利用日の7日前	1か月前の5日~
コマ数上限	申込4コマ	申込4コマ	—	なし
	利用月ごと累積予約コマ数上限 4コマ 1日のコマ数上限 2コマ			

**※確定期間内に確定の処理をしない場合、当選は無効になります。**

※抽選及び確定期間の開始時刻は9時、終了時刻は23時59分です。

※先着申込の開始時刻は9時、終了時刻は利用日7日前の16時59分です。

## 3. 利用料支払

以下の方法で期限までに利用料をお支払ください。

**期限までに利用料が支払われていない場合は、利用をお断りするのでご注意ください。**

支払方法	支払期限	決済方法
施設予約システム	利用日7日前23時59分	クレジットカード
中野区役所本庁舎9階	利用日7日前17時00分 ※閉庁時間での支払は不可	現金、交通系電子マネー、クレジットカード 電子マネー、QRコード決済

## 4. 利用

### (1) 利用時の注意事項

#### ①利用開始時間について

必ず利用開始時間までに来場してください。やむをえず遅れる場合は「施設一覧」記載の連絡先まで連絡してください。連絡なく30分以上来ないときは、キャンセルとみなし個人利用時間として扱う場合があります。その場合、利用料は還付しません。

#### ②団体の確認について

利用時にはweb登録カードまたは登録カードを管理者に提示してください

#### ③多目的運動場利用報告書について

利用後、運動用具倉庫内にある「多目的運動場使用報告書」を必ず提出してください。

#### ④安全ネット降下時の対応について

強風（風速20m/以上）や降雪時に安全装置が作動して頭上の防球ネットが降りてくる場合があります。防球ネットが降りてきた場合は利用者の安全を担保できないため団体利用を中止する場合があります。

#### ⑤利用後の整備について

利用時間は準備・片付けの時間を含みます。グラウンドの整備を終えて利用時間内に退場してください。野球の利用終了後は、ピッチャーマウンド及びバッターボックス等にシートをかけてください。

#### ⑥利用人数について

多くの方が利用できるように、少人数で利用する場合は個人利用時間での利用をお願いします。

### (2) 利用時の禁止行為

#### ①構成員以外の利用・予約枠の又貸し

基本的には団体名簿記載の構成員のみで利用してください。他団体と練習試合をする場合は構成員以外の利用も可能です。利用状況によっては又貸しとみなし、団体登録の取り消し等のペナルティが発生する場合があります。

#### ②運動場内での飲食

原則として、「水、お茶、スポーツドリンク」による水分補給を除き、飲食は禁止です。「水、お茶、スポーツドリンク」以外の飲み物をとる場合は、人工芝部分以外でお願いします。

#### ③車での来場

車での来場は原則ご遠慮ください。やむをえず車で来場する場合は、近くのコインパーキング等をご利用ください。

#### ④騒音

大声や鳴り物での応援、大音量で音楽を流しながらの利用は禁止です。

#### ⑤金属製のスパイクの使用

#### ⑥迷惑行為

他の利用者や近隣住民の迷惑になる行為はしないでください。

場外飛球等により、他者に損害を与えた場合は団体の責任のもと対応してください。

トラブルになった場合は区への報告をお願いします。

## 5. キャンセル・利用料の還付・ペナルティについて

### (1) キャンセル・利用料の還付ルール

キャンセルをする場合は以下の条件で利用料を還付いたします。

施設予約システムで予約を取り消すことができるのは利用日7日前の16時59分までです。

施設予約システムでの取消期限以降に、利用料支払済の予約をキャンセルする場合は、区へ電話にてご連絡ください。

#### ①利用料支払済で自己都合のキャンセル

還付金額	施設予約システムでの取消日	
	～7日前	6日前～
	50%還付	還付無し

#### ②利用料全額還付の条件

- ・公園管理上必要な場合で区が団体利用を中止とした場合
- ・雨、雪等の天候が理由で利用できなかった場合
- ・環境省熱中症予防情報サイト内の「暑さ指数（WBGT）」の実況または予測情報において、練馬（東京）の暑さ指数が31以上となり、利用しなかった場合。

※原則利用途中の中止は還付の対象になりません

#### ③キャンセルについての注意事項

当日キャンセルをする場合は、必ず区及び「施設一覧」記載の連絡先までご連絡ください。

※閉庁日の場合は開庁次第区へ連絡してください。

### (2) 利用料還付の手続について

	オンライン（LoGo フォーム）での手続き	窓口での手続き
手続	申請は以下のページからお願いします。 <a href="https://logoform.jp/form/Trw5/1387451">https://logoform.jp/form/Trw5/1387451</a> 	以下の書類を窓口にて提出してください。書類はHP及び窓口にて配布しています。 ①多目的運動場使用取りやめ届書 ②請求書 ③領収書又は利用内容明細書（還付対象の利用料を窓口で払った場合のみ）

※複数の申請を一括して処理する関係で、申請から口座への入金まで3か月ほどかかる可能性があります。

※窓口で利用料を支払っている場合は、**領収書又は利用内容明細書が区へ返却がされた場合のみ還付を行います。**  
**領収書又は利用内容明細書は大切に保管してください。**

### (3) ペナルティポイントについて

支払期限までに利用料が支払われていない場合は予約を取り消すとともに、ペナルティポイントを1ポイント付与します。直近5か月で5ポイントたまると、たまった月の翌月から1か月間の抽選・先着申込を制限します。※多目的運動場（平和の森公園除く）での累積です。他の施設で付与されたポイントは考慮しません。

#### 【お問い合わせ】

〒164-8501 中野区中野 4-11-19

中野区役所 9階 公園課 公園管理係 電話：03-3228-8849